

## 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	… 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	… 5
個人タクシー事業の許可の効力が失われたことに係る通知について	… 6
道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づく聴聞の実施について	… 7

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C07

事業者名：京王バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年11月21日（金曜日）

10時00分から（東京都）AB聴聞室

11時00分から（府中市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1

・府中市長 東京都府中市宮西町2丁目24番地

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

7 都市基交第 1202 号  
令和 7 年 11 月 19 日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
地方自治体名 東京都  
(首長名) 東京都知事 小池 百合子  
(公印省略)

### 意見の陳述書

今般、令和 7 年 11 月 21 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

#### 1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号 : 25C07

#### 2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介

#### 3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元市が十分な調整を図るようお願いします。





7府都計第142号  
令和7年11月17日

関東運輸局長 殿

府中市長 高野律雄



### 意見の聴取について

令和7年11月7日付関自旅一第887号により通知のあった、一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出について、本市では意見の聴取を必要としませんので、以下のとおり回答いたします。

1 廃止の届出の件名および事案番号

事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C07

2 陳述しようとしていた者の氏名及び職名

府中市都市整備部計画課交通企画担当主幹 三輪 敦

3 意見の聴取を必要としなくなった理由

当該路線の廃止は、道路運送法第9条第4項に基づく地域公共交通会議として設置している「府中市地域公共交通協議会」において、事業者と協議のうえ決定したものであるため。



## 公 示

### ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年12月18日 関東運輸局長 藤田 礼子

### ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B32号 高橋 賴孝

1. 令和7年11月25日
2. 群馬地区(旧群馬県A地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を5分に短縮する。

- |           |      |
|-----------|------|
| (ア) 特定大型車 | D運賃  |
| (イ) 大型車   | E運賃  |
| (ウ) 普通車   | 上限運賃 |

## 公 示

### ◎個人タクシー事業の許可の効力が失われたことに係る公示

下記の者の個人タクシー事業の許可については、令和7年11月30日をもって当該許可に付された期限が満了し、その効力が失われたので公示する。

令和7年12月11日 関東運輸局長 藤田 礼子

- 氏名 高橋 勝雄  
住所 東京都大田区  
許可年月日 平成19年2月9日  
許可番号 07関自旅2第02880号
  
- 氏名 大谷 和宏  
住所 東京都練馬区  
許可年月日 平成19年2月9日  
許可番号 07関自旅2第02868号
  
- 氏名 畠山 茂  
住所 東京都板橋区  
許可年月日 平成12年2月24日  
許可番号 00関自旅2第00529号
  
- 氏名 田島 修  
住所 東京都練馬区  
許可年月日 昭和39年12月21日  
許可番号 64東陸自1旅2第07108号

# 公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

## 記

### 1. 件 名

道路運送車両法第93条の規定による処分について

### 2. 事業者の氏名

日本機械工業株式会社

代表取締役 北橋 昭彦

東京都八王子市中野上町二丁目31番1号

### 3. 事業場の名称、所在地、認証番号

日本機械工業株式会社

東京都八王子市中野上町二丁目31番1号

認証番号 第1-2157号

### 4. 期 日

令和7年12月24日（水）10時00分

### 5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地

横浜第2合同庁舎18階

### 6. 理 由

道路運送車両法第81条第1項、同法第91条の3及び同法第99条の2の規定違反

令和7年12月9日

関東運輸局長

藤田 礼子